

⑦ 軽自動車税

■ 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、4月1日（賦課期日）に軽自動車、原動機付自転車（ミニカー・特定小型原動機付自転車を含む。）、小型特殊自動車（フォークリフト・トラクター等）又は二輪の小型自動車の所有に対して課税されます。公道を走る、走らないに関わらず、車両を所有していることに基づいて課税されます。

● 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場所のある軽自動車等を所有している人
ただし、割賦（所有権留保付）販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

● 年間の税率

◆ 原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪・二輪の小型自動車

車種区分		税率
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの（ミニカーを除く。）	2,000円
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	2,000円
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	2,400円
	ミニカー※1	3,700円
	特定小型原動機付自転車	2,000円
小型特殊自動車 ※2	農耕作業用自動車	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪	総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

※1 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもののうち、車輪間の距離が50cmを超えるもの又は車室を備えるものをいいます。（屋根付三輪を除く。）

※2 小型特殊自動車にあたるものは、次のとおりです。

車両の種類		該当要件
農耕作業用自動車	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/時未満のもの
その他	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	下記の条件をすべて満たすもの ・車両の長さ4.7m以下 ・車両の幅1.7m以下 ・車両の高さ2.8m以下 ・最高速度15km/時以下

◆ 平成 27 年 4 月 1 日以降に新車新規登録された軽三輪・軽四輪

平成 27 年 4 月 1 日以降に新車新規登録された車両は、現行税率が適用されますが、一定の環境基準を達成した車両は、登録年度の翌年度のみ、グリーン化特例による軽課税率が適用されます。（例えば、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日登録の車両は、令和 5 年度分に限り軽課税率が適用となり、令和 6 年度以降は現行税率が適用されます。）

車種区分			現行税率	軽課税率		
				電気自動車 天然ガス自動車 ※1	ガソリン車・ハイブリッド車 ※2	
					基準A ※3	基準B ※4
軽三輪			3,900円	1,000円	2,000円※5	3,000円※5
軽四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	軽課税率対象外	
	貨物	営業用	3,800円	1,000円		
		自家用	5,000円	1,300円		

※1 天然ガス自動車は、平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制から NOx10%以上低減達成車に限ります。

※2 ガソリン車・ハイブリッド車のうち平成 30 年排出ガス規制から NOx50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス規制から NOx75%低減達成車に限ります。

※3 令和 12 年度燃費基準 90%以上達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車

※4 令和 12 年度燃費基準 70%以上達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車

※5 乗用営業用車に限ります。

◆ 平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録された軽三輪・軽四輪

平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録された車両は、旧税率が適用されますが、グリーン化を進める観点から、新車新規登録から 13 年を超過した車両には、重課税率が適用されます。

車種区分			旧税率	重課税率
			新車新規登録から13年以下の車両	新車新規登録から13年超過した車両 ※
軽三輪			3,100円	4,600円
軽四輪	乗用	営業用	5,500円	8,200円
		自家用	7,200円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	4,500円
		自家用	4,000円	6,000円

※ 燃料の種類が、電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール又は電力併用の軽自動車及び被けん引車は除きます。

● 標識交付・廃車の申告など

該当する場所へお問合せの上、期日以内に申告してください。

- 軽自動車等を取得した場合…15 日以内
- 軽自動車等を廃車・売却した場合…30 日以内
- 転居した場合…30 日以内
- 盗難（遺失）の場合…警察への盗難（遺失）届出後

車種区分		申告場所
原動機付自転車	総排気量が 125cc以下のもの	【奈良市役所市民税課】 ☎0742-34-4958 西部・東部・北部の各出張所、月ヶ瀬・都祁の各行政センターでも申告可能です。 ※北部出張所及び東部出張所の場合、ナンバープレートは後日交付となります。 ※西部出張所の場合、ミニカー・特定小型原動機付自転車・小型特殊自動車のナンバープレートは後日交付となります。（125cc以下の原動機付自転車は即日交付です。）
	ミニカー	
	特定小型原動機付自転車	
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	
	その他	
軽自動車	軽三輪	【軽自動車検査協会奈良事務所】 ☎050-3816-1845 大和郡山市額田部北町980-3
	軽四輪	
二輪	総排気量が 125ccを超えるもの	【近畿運輸局奈良運輸支局】 ☎050-5540-2063 大和郡山市額田部北町981-2

※他市町村の標識で原動機付自転車を持って転入されたときは、標識の変更手続きをしてください。

※農耕作業用トラクター等で小型特殊自動車に該当するものは、軽自動車税（種別割）申告が必要です。

※障がい者等が所有する場合には減免されることがあります。（→P38）

● 原動機付自転車又は小型特殊自動車を取得したとき、市内に転入したとき

原動機付自転車（ミニカーを含む。）又は小型特殊自動車を取得したときは、登録の手続きをしてください。奈良市外から転入されたときも、奈良市ナンバーの登録手続きが必要です。

バイク等を購入した場合	・「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」 ※納税義務者の本人確認書類が必要です。 ・販売店からの「販売証明書」
奈良市に転入した場合	・「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」 ※納税義務者の本人確認書類が必要です。 ・「廃車申告受付書」
譲り受けた場合	・「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」 ※納税義務者の本人確認書類が必要です。 ・「廃車申告受付書」 ・「譲渡証明書」
手数料	無料
注意事項	・登録手続きは、窓口でのみ取り扱っています。（郵送等不可） ・学生等で本市に住民票を有しない方が登録する場合、運転免許証の写し又は住民票を添付してください。 ・代理人が手続きをする場合は、代理人の本人確認書類が必要です。 ・未廃車の場合は、先に廃車の手続きをしてください。（→P36）

- 原動機付自転車又は小型特殊自動車を廃車・譲渡するとき、市外へ転出するとき、納税義務者が亡くなったとき
原動機付自転車（ミニカーを含む。）又は小型特殊自動車を使用しなくなったときは、廃車の手続きが必要です。転出先で引き続き使用する場合も、奈良市ナンバーの標識返納手続きが必要です。

必要なもの	・「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」 ※納税義務者の本人確認書類が必要です。 ・ナンバープレート ・標識交付証明書
手数料	無料
注意事項	・盗難に遭い、ナンバープレートを返納できない場合は、「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」に警察への被害届の内容を必ず記載してください。 ・代理人が手続きをする場合は、代理人の本人確認書類が必要です。

● 納税の方法など

市役所から送付された納税通知書により5月末日までに納めていただくことになっています。

なお、自動車税（種別割）とは異なり、軽自動車税（種別割）には月割課税制度がありません。

したがって、4月1日現在の所有者に1年分課税されることになり、4月2日以降に廃車などをされても当該年度分の税金は全額納めていただくことになります。

■ 軽自動車税（環境性能割）

令和元年10月1日から、自動車取得税（県税）が廃止され、自動車の燃費性能等に応じて自動車の取得時に納付する「環境性能割」が導入されました。環境性能割は、取得価格が50万円を超える軽自動車等を新車、中古車を問わず取得した人に課されるもので、税額は、課税標準である取得価格に対し、環境性能に応じた税率（非課税～2%）を乗じて算出します。

これに伴い、軽自動車税（環境性能割）は市町村税となりますが、当分の間は、奈良県が賦課徴収を行います。これまでの軽自動車等の自動車取得税と同様に、軽自動車等の取得時に申告及び納付を行ってください。

● 納税義務者

軽自動車等を取得した人

ただし、割賦（所有権留保付）販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

● 年間の税率

◆ 乗用車

燃費性能等		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制から NOx10%以上低減達成車）		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 ※1	令和 12 年度燃費基準 80%達成かつ 令和 2 年度燃費基準達成		
	令和 12 年度燃費基準 70%達成かつ 令和 2 年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和 12 年度燃費基準 60%達成	2%	1%
上記以外の軽自動車			2%

※1 ガソリン車・ハイブリッド車のうち平成 30 年排出ガス規制から NOx50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス規制から NOx75%低減達成車に限ります。

◆ 車両総重量 2.5t 以下のトラック

燃費性能等		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制から NOx10%以上低減達成車）		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 ※	令和 4 年度燃費基準＋5%以上達成		
	令和 4 年度燃費基準達成		
	令和 4 年度燃費基準 95%達成	2%	1%
上記以外の軽自動車			

※ ガソリン車・ハイブリッド車のうち平成 30 年排出ガス規制から NOx50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス規制から NOx75%低減達成車に限ります。

Q&A

市外に転出する場合、原付ナンバープレートの処理は……？

Q 今度、他市へ引越す予定ですが、奈良市で交付された50ccのバイクのナンバープレート（標識）は、どうしたらよいのですか。

A 原動機付自転車（総排気量が125cc以下のもの）の所有者が市外に転出する場合には、標識及び標識交付証明書を市役所に返納していただくとともに、廃車申告をしていただきます。その際に廃車申告書控（廃車証明）をお渡ししますので、これにより強制保険の住所変更及び転入先市町村での標識交付申請を行ってください。

また、逆に、他市町村に標識等を返納せずに本市に転入された方は、市役所まで「他市町村の標識」「標識交付証明書」「本人確認書類」をお持ちになり申告をしてください。本市の標識を交付します。

軽自動車等売り払った場合、軽自動車税（種別割）の納税者はだれ……？

Q 4月中旬に50ccのバイクを友人に売りましたが、私あてに軽自動車税（種別割）の納税通知書が送られてきました。もうバイクを持っていないのに、私が税金を支払わなければならないのでしょうか。

A 軽自動車税（種別割）は、4月1日（賦課期日）に軽自動車等を所有している方に課税されますので、今年度はあなたに課税され、来年度からはあなたの友人に課税されることになります。

ただし、譲り渡したという申告がされていないと、来年度もあなたに課税されますので、必ず市役所へ申告をしてください。

障害者手帳を持っていますが、減免を受けられますか……？

Q 障害者手帳を取得しました。軽自動車税（種別割）の減免を受けられると聞いたのですが、どうすればいいですか。

A 身体障がい者、戦傷病者、精神障がい者、知的障がい者で一定以上の障がい区分に該当する方は、お一人につき1台の車両について減免を受けることができます（詳細は、障害者福祉のしおりを参照してください。）。原則として、障がい者本人が所有する車両に限ります。

市民税課の窓口にて、「減免したい車両の車検証」「運転者の免許証」「障害者手帳」をお持ちになり、申請をしてください。また、所有者以外の方が運転する場合は、「生計同一証明書」が必要となります。減免を受ける場合は、納期限（毎年5月末日）までに申請が必要です。その日後も手続は可能ですが、減免されるのは翌年度からになります。

農耕用のトラクタを持っていますが、課税されますか……？

Q 農耕用のトラクタを取得しました。公道を走ることはありませんが、軽自動車税（種別割）の申告をして、ナンバープレートの交付を受ける必要はありますか。

A 軽自動車税（種別割）は、公道を走る、走らないに関係なく、車両を所有していることに基づいて課税されることから、農耕用のトラクタ、コンバイン、田植え機等の農耕作業用自動車や、フォークリフト等のその他の小型特殊自動車を所有している方は、軽自動車税（種別割）の申告をして、ナンバープレートの交付を受ける必要があります。

⑧ 市たばこ税

市たばこ税は、たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。

■ 納税義務者

- たばこの製造者
- 特定販売業者
- 卸売販売業者

たばこの小売価格には、すでに市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは消費者自身です。

■ 税率

	税率
旧3級品以外のたばこ、旧3級品のたばこ（エコー・わかば・ゴールデンバット等）	1,000本につき 6,552円

※旧3級品の紙巻たばこは、令和元年10月から一般の紙巻たばこの税率が適用されます。

■ 納税の方法

たばこの製造者等が、毎月1日から末日までの間に売り渡したたばこに対して算出された税額を翌月末日までに申告し、納めることになっています。



⑨ 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設などの整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）のための費用にあてるために設けられた目的税で、鉱泉浴場の入湯行為に対してかかるものです。

■ 納税義務者と税率

鉱泉浴場の入湯客1人1日につき150円

■ 課税の対象にならないもの

- ①年齢12歳未満の者
- ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- ③日帰りで鉱温浴場に入湯する者で利用料金が1,000円未満のもの
- ④修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事に参加する者並びに引率者及び介添者

■ 申告と納税の方法

浴場経営者が、毎月1日から末日までの間に入湯客から徴収した入湯税を、翌月15日までに申告し、納めることになっています。

⑩ 事業所税

事業所税は、都市における道路、公園、上下水道の整備や都市環境の改善に要する費用に充てるために設けられた目的税です。市内の事務所・事業所において、法人や個人が行う事業に対してかかるものです。

区分	事業所税		
納税義務者	市内の事務所・事業所において事業を行う法人または個人		
課 税 標 準	資 産 割	法人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従 業 者 割	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	1㎡につき年額600円	
	従 業 者 割	従業者給与総額の0.25%	
免 税 点	資 産 割	事業所床面積1,000㎡以下	
	従 業 者 割	従業者数100人以下	
納税の方法	納税義務者が課税標準額や税額などを申告し、納めることになっています。		
申告納付期限	法 人	事業年度終了の日から2か月以内	
	個 人	翌年の3月15日まで	

- 事業所税については、市内のすべての事業所等を合算して課税されます。
- 免税点以下であっても、事業所床面積が800㎡を超える場合や従業者数が80人を超える場合は、申告が必要です。（納税義務はありません。）